を見直し，それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められ，その一連の過程を実現していくことは，平成６年の法改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた１人別枠方式を含む同条２項所定の定数配分の方式によりそれらの県に割り当てられた定数の再配分を行うもので，制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえ，立法の経緯等にも鑑み，国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また，このような定数配分の見直しの際に，議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が定数配分の見直しと併せて議論の対象とされていることも，この問題に関する議論の収れんを困難にする要因となることも否定し難い。

そうした中で，まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ，旧区画審設置法３条２項の規定の削除と選挙区間の人口の較差を２倍未満に抑えるための前記０増５減による定数配分の見直しが行われ，平成24年改正法及び平成25年改正法の成立によってこれらが実現したものであり，これにより改定された本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差も，本件選挙時においてなお最大１対2.129で２倍以上の選挙区が13選挙区あったものの，上記改定の時点では平成22年国勢調査の結果に基づく人口によれば最大１対1.998まで縮小しており，前回の平成24年選挙時に最大１対2.425で２倍以上の選挙区が72選挙区に及んでいたのと比較すると，一定の縮小がみられたものである。このように，平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて，立法府における是正のための取組が行われ，本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものということができる。

もとより，前記⑵で述べたとおり，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ていないため，本件選挙時には較差が２倍以上の選挙区が出現し増加しており，これは，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されているとはいえないことの表れといわざるを得ない。しかしながら，平成25年大法廷判決の判示するとおり，この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴うことを踏まえ，同条の趣旨に沿った選挙制度の整備については，上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるところ，前記２⑹から⑻までのとおり，本件選挙は，前回の平成24年選挙から約１年11か月後の衆議院解散に伴い，平成25年改正後の平成24年改正法の施行による選挙区割りの改定から約１年５か月後に施行されたものであり，その改定後も国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ，衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案などの検討が続けられていることなどを併せ考慮すると，平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は，上記改正法の施行後に更なる法改正にまでは至らなかったものの，同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものということができる。

以上に鑑みると，本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから２回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが，本件選挙までに，２回の法改正を経て，旧区画審設置法３条２項の規定が削除されるとともに，直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区間の人口の較差が２倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ，本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小し，更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって，前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ，前記のような考慮すべき諸事情に照らすと，国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず，本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。

⑷　以上のとおりであって，本件選挙時において，本件区割規定の定める本件選挙区割りは，前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず，本件区割規定が憲法14条１項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり，投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば，より適切な民意の反映が可能となるよう，国会においては，今後も，前記のとおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ，新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

４　以上の次第であるから，本件区割規定が本件選挙当時憲法に違反するに至っていたということはできないとした原審の各判断は，いずれも是認することができる。各論旨はいずれも採用することができない。

よって，裁判官大橋正春，同鬼丸かおる，同木内道祥の各反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官千葉勝美の補足意見，裁判官櫻井龍子，同池上政幸の意見がある。

裁判官千葉勝美の補足意見は，次のとおりである。

私は，憲法上要求される投票価値の平等と定数訴訟ないし選挙無効訴訟との関係について，多数意見に付加して，次のとおり私見を述べておきたい。

１　投票価値の較差についての憲法上の評価の推移

⑴　当審における昭和51年大法廷判決以降の累次の大法廷判決（多数意見をいう。以下同じ。）の趣旨によれば，定数配分及び選挙区割りの決定に際しては，憲法上，投票価値の平等の要請は，最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているものであるが，本件では，平成24年改正法及び平成25年改正法による選挙区割りの変更の結果，選挙区間の最大較差は，平成22年国勢調査による選挙区間の人口によれば1.998倍となったものの，本件選挙時における選挙区間の選挙人数によれば，これが2.129倍と拡大し，較差２倍以上の選挙区も13存在している。

ところで，本件訴訟は，公職選挙法204条が適用される選挙無効訴訟として捉えられており，その無効事由の存否は，選挙区割り決定時ではなく，選挙時において判断されるものであるから，上記1.998倍ではなく，2.129倍の最大較差を憲法上どのように評価するかによって決せられることになる。

（なお，平成25年大法廷判決は，対象となる平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙の時点で，較差が違憲状態であるとした上で，それが合理的期間内における是正がされなかったかどうかを検討する過程において，立法府における平成24年改正法の後にされた取組も視野に入れると較差是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正も成立しているといえるが，他方，いわゆる１人別枠方式の残滓は解消されていないと指摘し，その上で，事柄の性質を鑑みるとこれを一気に解消するのではなく漸次的な見直しを重ねて対処すること等も許されると説示している。すなわち，平成25年大法廷判決は，上記1.998倍の最大較差をもたらした平成25年改正法の成立が，対象となる選挙時点での立法府の較差是正に対する真摯な姿勢を推測させるいわば事後的・付加的事情であり，その意味で合理的期間を徒過したか否かの考慮要素ともなるため，摘示したものであり，審理の対象外である０増５減を実現した平成25年改正法自体（特に投票価値の較差）についての合憲性判断をしているわけではない。）

⑵　ところで，昭和51年大法廷判決以降，これまで，当審においては，投票価値の較差の問題について，中選挙区制の時代には，最大較差2.92倍（昭和63年第二小法廷判決の事案）や同2.82倍（平成７年第一小法廷判決の事案）であっても違憲状態とはせず，また，現行の衆議院議員選挙の小選挙区比例代表並立制の下においても，平成19年大法廷判決までは較差が２倍を超えても（平成19年大法廷判決では，最大較差2.171倍であった。）これを投票価値の平等の要請に反せず違憲状態とはいえないとする判断を続けてきた。しかしながら，その後，平成23年大法廷判決では，人口比例原則とは相いれない１人別枠方式（当時の区画審設置法３条２項）を改めて取り上げ，これまでこの方式の憲法適合性を肯定する論拠としていた，小選挙区制導入という大きな選挙制度の変革の際のいわば激変緩和措置としての合理性は，もはや失われるに至ったとして憲法適合性を否定し，また，同法３条１項が選挙区間の人口の最大較差が２倍未満になるように区割りをすることを基本として

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日